

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社インターネットイニシアティブ  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 幸一  
(コード番号:3774 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役CFO 渡井 昭久  
(TEL. 03-5259-6500)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関の設置)を新設するものであります。
- ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- ③ 会社法施行規則第94条第1項、第133条第3項及び会社計算規則第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、注記及び連結計算書類の全部につき、インターネットを利用する方法で開示することにより、書面による提供の省略を可能とするため、第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- ④ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第22条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ⑤ 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第31条第2項を新設するものであります。
- ⑥ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑦ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑧ 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2)経営強化のため、取締役の員数の上限を増加する旨の変更を行うものであります(変更案第16条)。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月 28 日(水曜日)  
定款変更の効力発生日 平成18年6月 28 日(水曜日)

以 上

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社インターネットイニシアティブと称し、英文では Internet Initiative Japan Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 電気通信事業法に基づく電気通信事業</li><li>(2) 通信ネットワークを利用した情報及びコンテンツの処理、仲介及び提供</li><li>(3) ネットワーク管理、情報通信システム管理等の管理業務代行</li><li>(4) 情報通信システムに関する企画、コンサルティング、開発、運用及び保守</li><li>(5) コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守</li><li>(6) 電気通信機器の開発、販売、賃貸及び保守</li><li>(7) 電気通信工事業</li><li>(8) 損害保険代理業</li><li>(9) 前各号に関連する調査研究及び教育研修</li><li>(10) 上記各号に付帯し又は関連する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社インターネットイニシアティブと称し、英文では Internet Initiative Japan Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 電気通信事業法に基づく電気通信事業</li><li>(2) 通信ネットワークを利用した情報及びコンテンツの処理、仲介及び提供</li><li>(3) ネットワーク管理、情報通信システム管理等の管理業務代行</li><li>(4) 情報通信システムに関する企画、コンサルティング、開発、運用及び保守</li><li>(5) コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守</li><li>(6) 電気通信機器の開発、販売、賃貸及び保守</li><li>(7) 電気通信工事業</li><li>(8) 損害保険代理業</li><li>(9) 前各号に関連する調査研究及び教育研修</li><li>(10) 上記各号に付帯し又は関連する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p><u>(機関の設置)</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>(1) 取締役会</u></li><li><u>(2) 監査役</u></li><li><u>(3) 監査役会</u></li><li><u>(4) 会計監査人</u></li></ol>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、377,600株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株式及び端株の取扱い)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、端株の買取り、株券の再発行、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第7条</u> 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、377,600株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株式名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項の他、当社は必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主若しくは登録質権者又は同日の最終の端株原簿に記載若しくは記録された端株主をして、その権利を行使することができる株主、登録質権者又は端株主とすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招 集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第10条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>(代理人による議決権行使)</p> <p>第11条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議及びその他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記録し、議長及び出席取締役がこれに署名、記名捺印又は電子署名を行なう。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は<u>3名以上12名以内</u>とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第15条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。但し、その選任については累積投票によらない。</p>	<p>(代理人による議決権行使)</p> <p>第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は<u>株主総会</u>毎に代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は<u>13名以内</u>とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、その選任については累積投票によらない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p>
<p>(取締役会の招集) 第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、社長が招集し、議長となる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。 但し、緊急の必要がある場合には、更にこの期間を短縮することができる。 3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合の<u>他</u>、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。 但し、緊急の必要がある場合には、更にこの期間を短縮することができる。 3 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款の他</u>、<u>取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>定め</u>、各自会社を代表する。 2 取締役会の決議により、会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役の中から選定し</u>、各自会社を代表する。 2 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p>
<p>(取締役会の決議) 第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数</u>をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議) 第21条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第22条 <u>当社は取締役会の決議事項の提案につき、当社の取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りでない。</u></p>

現行定款

(報酬及び慰労金)

第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。

(取締役の責任免除)

第20条の2 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第21条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選 任)

第22条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。

変 更 案

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第25条 当社の監査役は、3名以上とする。

(選 任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2 補欠によって選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべきとき</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第24条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。また、監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を<u>定めることができる</u>。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>監査役会の定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬及び慰労金)</p> <p>第26条 監査役の<u>報酬及び退職慰労金</u>は、株主総会において定める。</p>	<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>によって選任された監査役の任期は、<u>任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する</u>。また、監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>法令又は本定款の他、監査役会の定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって定める</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免責)</p> <p>第26条の2 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(2項新設)</p> <p>(監査役補欠者)</p> <p>第27条 当社は、<u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>3 <u>監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初の定時株主総会が開催される時までとする。</u></p> <p>4 <u>監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときとまでとする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に至る年1期とする</u></p> <p>(配当金支払株主の確定)</p> <p>第29条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主若しくは登録質権者又は同日の最終の端株原簿に記載若しくは記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主若しくは登録質権者又は同日の最終の端株原簿に記載若しくは記録された端株主に対し中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第31条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p> <p>2 前項の未払配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に至る年1期とする</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 <u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 前項の未払配当金には利息をつけない。</p>